2026 年度「牧師を志す校友への就学支援」募集要項

〇就学支援の目的

キリスト教の伝道に献身しようとする校友を励まし支援することで、より多くの青山学院出身者をキリスト教の伝道者として送り出すことに協力する。

〇対象者　　次の事項のすべてを満たす者

- 伝道者を志してキリスト教神学の専門教育を受けようとする者
(原則として日本基督教団の教師を養成する神学校に入学する者)
- 青山学院の校友であることを自覚し、今後様々なかたちで母校に貢献する意思を持つ者

〇支援方法

1. 就学支援金　　神学校入学時に初年度学納金の一部を就学支援金として給付する。(入学時に何らかの事情で申請できなかった者は、神学校在学中であれば就学支援金を申請することができる。)
   - 募集人員　　若干名
   - 金額　　1 名あたり 30 万円
2. 継続支援金　　就学支援金を受給して神学校に在学中の者に、次年度学納金の一部として 10 万円を支給する。(就学支援金を申請した年度に継続支援金をあわせて申請することはできない。)

〇募集方法　　「牧師を志す校友への就学支援」を希望する校友は、以下の必要書類を青山学院校友会本部事務局に提出する。

1. 就学支援金　　受付期間　　随時［最終期日：2027 年 3 月 8 日(月)］
   - 牧師を志す校友への就学支援申請書（書式 A）
   - 神学校の合格通知書（写し）

   ＜ すでに神学校に在学している場合は在学証明書。合格発表前に申請する場合は、出願が確認できる文書（写し)。その場合、合格が決定した時点で合格通知書（写し）を提出する。＞
2. 継続支援金　　受付期間　　2027 年 2 月 15 日(月) ～ 3 月 8 日(月)
   - 牧師を志す校友への就学支援申請書（書式 B）
   - 神学校の在学証明書

〇選考方法

1. 就学支援金　　申請者の書類審査、面接は「牧師を志す校友への就学支援委員会」(以下、委員会と記す）が行い、候補者を選ぶ。
2. 継続支援金　　申請者の書類審査（必要に応じて面接）を委員会が行い、支給について判定する。

○結果通知　　委員会の選考、判定結果に基づいて校友会会長が支援の可否を決定し、青山学院校友会本部事務局から本人に通知する。

○支給方法　　支援対象者に、本人が指定する金融機関の普通預金口座への振り込みで支給する。

○付記事項

・就学支援金、継続支援金を受給した者は、卒業時に神学校での学業の成果、卒業後の赴任先等について青山学院校友会に報告することとする。
・やむを得ず神学校を中途退学する場合は、そのことを青山学院校友会に報告しなければならない。

以上

【問い合わせ・申請書提出先】

〒150-8366　東京都渋谷区渋谷 4-4-25
青山学院大学総合研究所ビル 2 階
青山学院校友会本部事務局
「牧師を志す校友への就学支援」委員会

Tel：03-3409-9773
E-mail：alumni@aoyamagakuin.jp